

麻布学園アメリカンフットボール部OB会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、麻布学園アメリカンフットボール部OB会（以下「本会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、麻布学園アメリカンフットボール部を支援し、その発展に努め、また会員相互の親睦融和を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 麻布学園アメリカンフットボール部に対する、人的・資金的支援の実施
- (2) 会員相互の親睦を目的とした会合の企画・運営
- (3) 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(入会)

第4条 本会の入会条件は次の通りとする。

- (1) 麻布学園アメリカンフットボール部に在籍して、部員として卒業した者
- (2) 麻布学園アメリカンフットボール部に在籍し中途退部した者で、会員から推挙された者

(会費)

第5条 会員は、別に定める会費を納入する。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたときは、総会の議決により、これを除名することができる。

第3章 役員

(種別及び定数)

第7条 本会に、若干名の役員を置く。

- (1) 卒業年度3年度毎（別表参照）に1名の年度代表
- (2) その他若干名の役員

2. 役員のうち、1名を会長とする。

3. 役員のうち、1名を事務局長とし、必要に応じ副事務局長を置く。

(選任等)

第8条 各役職の選任方法は次の通りとする。

- (1) 役員は、会員の自薦・他薦による候補者のうち、総会の承認を得た者とする。
- (2) 会長は、役員からの自薦・他薦による候補者のうち、総会の承認を得た者とする。

(職務)

第9条 役員は、代表会議を構成し、この会則の定め及び総会または代表会議の議決に基づき、本会の業務を執行する。

2. 会長は、本会を代表し、その会務を統括する。

3. 事務局長は、代表会議の運営で会長を補佐する。

(任期等)

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3. 事務局長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

(種別)

第11条 本会の会議は、総会、代表会議の2種類とする。

(会議の招集)

第12条 会議は会長が招集する。

(会議の議事録)

第13条 総会、代表会議の議事については、議事録を作成する。

第5章 総会

(総会の構成)

第14条 総会は、通常総会と臨時総会から成り、会員をもって構成する。

2. 会議には、麻布学園アメリカンフットボール部の顧問が出席し意見を述べることができる。

(総会の権能)

第15条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 本会則の変更が必要と認められる場合、その変更内容

(4) 役員の選任、退任または解任

(5) その他代表会議が付議相当と認めた事項

2. 総会において代表会議は、次の事項について報告する。

(1) 役員会が報告相当と認めた事項

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、代表会議が必要と認めた場合に開催する。

(総会の議決)

第17条 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決する。

第6章 代表会議

(代表会議の構成)

第18条 代表会議は、定例会と臨時会から成り、役員をもって構成する。

2. 会議には、麻布学園アメリカンフットボール部の顧問が出席し意見を述べることができる。

(代表会議の権能)

第19条 代表会議は、次の事項について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算 (案)

(2) 事業報告及び収支決算 (案)

(3) その他総会に付議すべき事項

(4) その他本会の運営に関して必要な事項

(代表会議の開催)

第20条 定例会は、原則として毎年2、5月に開催する。

2. 臨時会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 役員総数の3分の1以上から、招集の請求があったとき

(代表会議の議決)

第21条 代表会議の議決は、役員総数の半数以上の出席を前提とし、出席した役員の過半数をもって決する。

第7章 会計

(資産の管理)

第22条 本会の資産は、事務局長が管理し、その管理方法は代表会議の議決により定める。

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第24条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経て定めるものとする。

(事業報告及び決算)

第25条 本会の事業報告、収支決算は、収支決算書等必要な書類とともに、毎事業年度終了後、代表会議の議決を経て案を定め、総会において議決し、定めるものとする。

(臨機の措置)

第26条 緊急に予算の更正または補正の必要が生じたときは、その内容について代表会議の議決を経て定め、次期総会でその内容を報告するものとする。

第8章 雑則

(細則)

第27条 この会則の施行について必要な細則は、代表会議の議決を経て、会長がこれを定める。

別表 年度代表の3年度毎の区切り

1～3期、4～6期、7～9期、10～12期、13～15期、16～18期、19～21期、22～24期、25～27期、
28～30期、31～33期、34～36期、37～39期、40期～

附則 1 弔慰金は、香典または供花とし、会員本人に対し3万円を限度とする。

2 本会則上の会員の年度は、原則として、麻布学園入学年度に対応する卒業年度に揃えるものとする。

3 本会則は平成23(2011)年5月28日より発効する。